福岡市火薬類取締法
審査事務マニュアル

福岡市消防局
予防部指導課
令和８年 11月改訂版

第１ 総則

１　はじめに ・・・

29　定期自主検査計画（変更）届 …… 13
30　定期自主検査終了報告 …… 13
31　火薬庫軽微変更届 …… 14
32　火薬庫承継届 …… 12
33　火薬庫用途廃止届 …… 13
34　火薬類出納報告 …… 14
【譲渡・譲受】
35　火薬類譲渡（譲受）許可申請 …… 14
36　火薬類譲受・消費許可申請 …… 15
37　火薬類譲渡・譲受許可証書換申請 …… 17
38　火薬類譲渡・譲受許可証再交付申請 …… 17
39　火薬類消費報告書 …… 17
【輸入】
40　火薬類輸入許可申請 …… 17
41　火薬類輸入届 …… 18
42　火薬類安定度試験結果報告 …… 18
【消費（煙火）】
43　火薬類（煙火）消費許可申請 …… 19
44　不発煙火回収報告 …… 37
【廃棄】
45　火薬類廃棄許可申請 …… 37
【その他届出】
46　指定完成検査機関完成検査受検届 …… 37
47　完成検査記録届 …… 37
48　完成検査結果報告 …… 37
49　指定保安検査機関保安検査受検届 …… 38
50　保安検査記録届 …… 38
51　保安検査結果報告 …… 38
52　許可申請書等記載事項変更届 …… 38
53　火薬類所有権取得届 …… 38
54　許可申請等取下げ届 …… 38
55　許可申請書等記載事項変更報告 …… 39
【保安教育計画を定めるべき消費者の指定等】
56　保安教育計画を定めるべき者の指定 …… 39
57　保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請 …… 39
58　保安教育計画を定めるべき者の指定取消通知 …… 39

第３ 事務処理の要領について

1　受付 …… 40
2　許可（譲渡（譲受）、譲受・消費、煙火消費以外） …… 40
3　認可 …… 40
4　完成検査 …… 40
5　保安検査 …… 40
6　譲渡（譲受）許可、譲受・消費許可 …… 40
7　火薬類（煙火）消費許可 …… 41
8　庫外貯蔵場所指示 …… 41
9　通報 …… 41
10　許可の条件を附す場合 …… 43
11　許可証等のデジタル化 …… 43
12　返付及び交付時の処理 …… 43

第４ 様式集

1　細則様式 …… 44
2　様式 …… 71

第１ 総則

１ はじめに

このマニュアルは、火薬類取締法令に基づく福岡市長の権限に属する事務のうち、火薬類の製造、販売、貯蔵、譲受、譲渡、消費、廃棄及び輸入に係る許可、認可、指示（以下 「許可等」という。）に関する必要な様式及び書類を示すとともに、許可等に係る審査基準及び標準処理期間について解説したものである。

２ 法令等の略語

○法	火薬類取締法（昭和 25 年５月４日法律第 549 号）
○令	火薬類取締法施行令（昭和 25 年 10 月 31 日政令第 323 号）
○則	火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日通商産業省令第 88 号）
○細則	福岡市火薬類取締法施行細則（平成 29 年３月 30 日規則第 69 号）
○様式第□	火薬類取締法施行規則に規定する様式
○様式第□号	細則に基づき本マニュアルで規定する様式
○第□号様式	本マニュアルに規定する様式

３ 申請者について

（１） 各種許可等を受けようとする申請者は、個人である場合にはその者、法人である場合は代表権を有する者であること。

（２） 事業主体が共同企業体である場合、共同企業体の個々の法人が各々申請するか、企業体の代表法人が申請すること。

（３） 申請等の書類は、その記載内容についての説明を求められた場合に対応できる者が提出すること。

４ 許可等に要する日数について

（１） 各種許可等に関する申請（以下「申請等」という。）のうち、処分にかかる標準処理期間は、表１ 標準処理期間のとおりとする。

（２） 次に掲げる日は、標準処理期間に含まない。

① 福岡市の休日を定める条例（平成２年条例第 52 号）に定める休日

② 申請書の不備又は補正に要する日

（３） 標準処理期間は、申請等を受けた日の翌日から起算して、当該処分を行うまでの日数とする。また、当該申請等を受けた日の翌日が休日の場合は、休日の翌日から起算する。

表１　標準処理期間

事　務	標準処理期間
火薬類製造営業許可	25 日
火薬類製造施設等変更許可	15 日
完成検査	10 日
危害予防規程（変更）認可	15 日
保安教育計画（変更）認可	
保安検査	10 日
火薬類販売営業許可	25 日
火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可	15 日
火薬庫外貯蔵場所指示	10 日
火薬庫設置等許可	15 日
火薬類譲渡（譲受）許可	10 日
火薬類譲受・消費許可	25 日
火薬類譲渡・譲受許可証書換	５日
火薬類譲渡・譲受許可証再交付	
火薬類輸入許可	20 日
火薬類消費許可（煙火）	30 日
火薬類消費許可（煙火以外）	15 日
火薬類廃棄許可	10 日
保安教育計画を定めるべき者の指定取消	

５　手数料の件数の取扱い

申請に係る手数料の件数の取扱いについては、平成 30 年３月 29 日消指第 522 号「火薬類取締法関係の手数料の件数の取扱いに関する要領」を参照すること。

【参考】

○火薬類取締法関係の手数料の件数の取扱いに関する要領

消指第 522 号

平成 30 年 3 月 29 日

（趣旨）

第１条　この要領は、福岡市消防事務における規制に関する手数料条例（平成 12 年福岡市条例第 14 号。以下「条例」という。）に規定する手数料について、福岡市消防事務における規制に関する手数料条例施行規則（平成 12 年福岡市規則第 82 号）第２条第６号の規定に基づき、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）関係の手数料の件数の取扱いを定めるものとする。

（件数の取扱い）

第２条　火薬類取締法関係の手数料の件数の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1)　条例別表第３の１の項に定める手数料については、製造所ごとに１件とする。

(2)　条例別表第３の２の項に定める手数料については、販売所ごとに１件とする。

(3)　条例別表第３の３の項から６の項に定める手数料については、次に掲げる火薬庫又は製造施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

ア　火薬庫は棟ごとに１件とする。ただし、同一の敷地に存する複数の火薬庫であって、当該火薬庫の所有者又は占有者が同一である場合はこの限りでない。

イ　製造施設は当該施設ごとに１件とする。ただし、同一製造所内に存する複数の当該施設にあってはこの限りでない。

(4)　条例別表第３の９の項に定める手数料については、同一期間及び同一陸揚げ地の場合を１件とする。

(5)　条例別表第３の10の項に定める手数料については、１日における煙火の消費を１件とする。ただし、次に掲げるすべてを満たす場合にあっては１月を上限とすることができる。

ア　煙火の消費場所が同一であること

イ　煙火の種類及び数量が同一であること

ウ　煙火の消費許可の申請者及び打揚げに従事する事業者が同一であること

エ　煙火を消費する期間中に危険予防の方法を変更しないこと

(6)　条例別表第 3 の 11 の項に定める手数料については、特定施設ごとに１件とする。ただし、同一製造所内における特定施設にあってはこの限りでない。

第２　申請等の記入例及び留意事項

製造

1	火薬類製造営業許可申請　　【様式第１】
根拠法令	法第3条、規則第2条
対象	火薬類の製造の業を営もうとする者
時期	製造の業を行う前までに
添付書類○ 及び 記載要領●	○事業計画書 ●製造の目的、製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）　及び設備、製造方法、従業者の員数、所要火薬類又はその原料の調達方法、製品の貯蔵方法 ○製造所付近の見取図 ○危害予防計画書 ○定款の写し ○その他必要に応じ求める資料（例：火薬庫の占有に関する書類等）
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの
留意事項	○火薬庫を所有せず、占有する場合は、「火薬類製造営業許可申請」を行う際に、火薬庫の占有に関する資料（火薬庫賃貸借契約書等）を提出することで、貯蔵の許可（火薬庫、火薬庫外貯蔵場所、火薬庫を所有し、又は占有しないこと）は不要となる。
その他の手続	営業許可と併せて、保安教育計画の認可申請及び火薬類製造保安責任者等選任届出書（製造保安責任者、同代理者及び製造副保安責任者）を提出すること。

2	火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可申請　　【様式第１号】
根拠法令	法第 13 条ただし書、細則第４条第１号
対象	製造業者が土地の事情等のため火薬庫を所有することができないことの許可を受けるとき。
時期	火薬庫を共有する前までに
添付書類	○火薬庫共有に関する契約書の写し ○火薬庫外貯蔵場所指示書 ○火薬庫外貯蔵場所の構造図及び構造説明書
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの

3	火薬類製造施設等変更許可申請　　【様式第４】
根拠法令	法第10条、規則第7条
対象	製造事業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更工事をし、又はそ

	の製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとする者
時期	火薬類製造施設や製造方法を変更する前までに
添付書類	変更の概要を記載した書面
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの

4	完成検査申請　　【様式第14】
根拠法令	法第15条、規則第41条
対象	火薬類の製造の許可を受け、申請に係る工事が完了した場合。
時期	工事が完了し、使用する前までに
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの

5	火薬類製造施設軽微変更届　　【様式第５】
根拠法令	規則第 8 条
対象	火薬類製造施設の軽微な変更の工事をしたとき。
時期	完成後遅滞なく
添付書類	当該変更の概要を記載した書面

6	危害予防規程（変更）認可申請　　【様式第２】
根拠法令	法第28条、規則第6条
対象	製造業者が危害予防規程の制定又は変更を行うとき。
時期	製造を開始するまでに
添付書類	○危害予防規程 ○危害予防規程に定める事項 【変更の場合】 ○変更後の危害予防規程、新旧対照表等変更の内容がわかる書類
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。

7	危害予防規程変更届　　【様式第３】
根拠法令	法第 28 条第 2 項、規則第 6 条
対象	製造業者が軽微な変更の工事に伴い、危害予防規程を変更するとき。
時期	製造を開始するまでに
添付書類	○当該変更の概要を記載した書面 ○変更後の危害予防規程

8	保安教育計画（変更）認可申請　　【様式第２号】
根拠法令	法第29条、規則第67条の3
対象	製造業者が保安教育計画の制定又は変更を行うとき。
時期	製造を開始するまでに

添付書類	○保安教育計画書 ○保安教育計画書に定める事項 【変更の場合】 ○変更後の保安教育計画書、新旧対照表等変更の内容がわかる書類
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの

9	火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届　　【様式第８号】
根拠法令	法第 30 条第 3 項
対象	火薬類製造（取扱）保安責任者等を選任（解任）した場合。
時期	選任（解任）した後、速やかに
添付書類	○免状の写し ○火薬類保安手帳の写し

10	保安検査申請　　【様式第18】
根拠法令	法第35条、規則第44条の2
対象	製造業者が保安検査を受検するとき。
時期	保安検査を受検する前までに
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの

11	特定施設使用休止届　　【様式第９号】
根拠法令	法第 35 条、規則第 44 条の 2 第 2 項
対象	火薬類の製造業者が、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設であって経済産業省令で定めるもの（特定施設）の使用を休止した場合。
時期	特定施設又の使用を休止したとき、遅滞なく
添付書類	○前回の保安検査証（若しくは完成検査証） ○休止する施設の図面及び写真
その他 留意事項	特定施設の範囲については、危険工室、火薬類一時置場、日乾場、不発弾等解撤工室等、移動式製造施設用工室及び移動式製造設備とする。

12	定期自主検査計画（変更）届　　【様式第 10 号】
根拠法令	法第 35 条の 2 第 2 項、規則第 67 条の 10
対象	定期自主検査の計画を定めたとき及び変更した場合。
時期	速やかに
添付書類	定期自主検査の計画書

13	定期自主検査終了報告書　　【様式第 13 号】
根拠法令	法第 35 条の 2 第 3 項、規則第 67 条の 11
対象	火薬類の製造業者が、定期自主検査を終了した場合。

時期	定期自主検査が終了したときは、遅滞なく
添付書類	実施した定期自主検査の結果を証する書面

14	火薬類製造営業廃止届　　【様式第６号】
根拠法令	法第 16 条第 1 項
対象	火薬類の製造業者が、その営業の全部又は一部を廃止した場合。
時期	廃止した後、遅滞なく

15	火薬類製造報告　　【様式第 15 号】
根拠法令	規則第 81 条の 14
対象	火薬類の製造業者
時期	年度終了後 30 日以内
記載要領	その年度に製造した火薬類の種類、数量を集計し記載すること。

販売

16	火薬類販売営業許可申請　　【様式第６】
根拠法令	法第5条、規則第10条
対象	火薬類の販売の業を営もうとする者
時期	販売の業を行う前までに
添付書類○ 及び 記載要領●	○事業計画書 ●火薬庫の位置、種類、棟数、付近の状況、保安距離、構造設備の大要、貯蔵すべき火薬類の種類及び最大数量 ○定款の写し ○販売所の位置、構造及び設備を示す書類 ○その他必要に応じ求める資料（例：火薬庫の占有に関する資料等） ※相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を承継した者が新たに許可を申請する場合は、事業計画書の添付を省略することができる。
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの
その他 留意事項	○新たに販売営業許可を受ける際は、貯蔵の許可及び保安教育計画の認可を受けなければならない。 ○競技用紙雷管のみの販売の場合は、規則第 15 条の（8）での貯蔵でも良いものとする。 ○もっぱら自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有しない場合は、(16. 火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可申請）を参照すること。 ○許可後に保安教育計画の認可申請を行うこと。

17	火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可申請　　【様式第１号】
根拠法令	法第 13 条ただし書、細則第４条第１号
対象	販売業者が土地の事情等のため火薬庫を所有することができないことの許可を受けるとき。
時期	販売の業を行う前までに
添付書類	○火薬庫共有に関する契約書の写し ○火薬庫外貯蔵場所指示書 ○火薬庫外貯蔵場所の構造図及び構造説明書
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの

18	保安教育計画（変更）認可申請　　【様式第２号】
根拠法令	法第29条、規則第67条の3
対象	販売業者が保安教育計画を定め又は変更するとき。
時期	速やかに
添付書類	○保安教育計画書 ○保安教育計画書に定める事項 【変更の場合】 ○変更後の保安教育計画書、新旧対照表等変更の内容がわかる書類
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの

19	火薬類販売営業廃止届　　【様式第６号】
根拠法令	法第 16 条第 1 項
対象	販売業者が、その営業の全部又は一部を廃止した場合。
時期	廃止した後、遅滞なく

20	火薬類販売報告　　【様式第 17 号】
根拠法令	規則第 81 条の 14
対象	火薬類の販売業者
時期	年度終了後 30 日以内
記載要領	火薬類の種類、前年度繰越数量、受入数量、販売数量、年度末数量を記載すること。
その他 留意事項	競技用紙雷管又は法第 17 条第 1 項ただし書の規定の適用を受けて譲り受け、又は譲り渡した無添加塑性爆薬になるものを除く。

貯蔵

21	火薬庫外貯蔵場所指示申請　　【様式第 20 号】
根拠法令	法第 11 条第 1 項ただし書、細則第 10 条第 1 項
対象	火薬類を火薬庫外において貯蔵するとき。
時期	火薬庫外貯蔵を使用する前までに
添付書類	○火薬庫外貯蔵場所付近見取図 ○保管庫構造図 ○警報装置等の資料
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの
その他 留意事項	○規則第 15 条の（6）(ロ)及び（7）庫外貯蔵場所の技術基準について 以下に掲げる技術基準を準用すること。 ・「火気厳禁」・「関係者以外立入禁止」等の掲示 ・キャビネット内へ木製の板の設置……規則第 16 条第 4 号ハ ・自動警報装置の設置……規則第 16 条第 4 号ニ及び同号ホ ・帳簿による管理……規則第 16 条第 4 号へ

22	火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更届　　【様式第 21 号】
根拠法令	法第 35 条第 3 項、規則第 44 条の 4、細則第 10 条第 3 項
対象	指示を受けた者が、指示書に記載されている内容を変更したとき。
時期	記載事項の変更後、遅滞なく
添付書類	○変更の内容を証する書面 ○火薬庫外貯蔵場所指示書の写し

23	火薬庫外貯蔵場所廃止届　　【様式第 22 号】
根拠法令	規則第 15 条第 1 項、細則第 10 条第 3 項
対象	火薬庫外貯蔵場所を廃止したとき。
時期	廃止した後、遅滞なく
記載要領	残火薬類の措置に関しては、譲渡許可申請を要する場合があるため詳細に記載すること。

24	火薬庫設置等許可申請　　【様式第 7 】
根拠法令	法第 12 条第 1 項、規則第 13 条
対象	火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更しようとする者
時期	火薬庫を使用前までに
添付書類○ 及び 記載要領●	○火薬庫工事設計明細書 ●火薬庫の位置、付近の状況、保安物件との距離並びに火薬庫の構造及び設備に関する資料
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの

その他の手続	許可後に火薬類取扱保安責任者等選任届出書（取扱保安責任者、同代理者及び取扱副保安責任者）を提出すること。

25	完成検査申請　　【様式第14】
根拠法令	法第15条、規則第41条
対象	火薬庫の許可を受け、申請に係る工事が完了した場合。
時期	工事が完了し、使用する前までに

26	火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届　　【様式第８号】
根拠法令	法第 33 条第 2 項
対象	火薬類製造（取扱）保安責任者等を選任（解任）した場合。
時期	選任（解任）した後、速やかに
添付書類	○免状の写し ○火薬類保安手帳の写し

27	保安検査申請　　【様式第18】
根拠法令	法第35条第１項、規則第44条の2
対象	火薬庫の所有者若しくは占有者が保安検査を受検するとき。
時期	保安検査を受検する前までに
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの

28	火薬庫使用休止届　　【様式第９号】
根拠法令	法第 35 条、規則第 44 条の 2 第 2 項
対象	火薬庫の所有者若しくは占有者が、火薬庫の使用を休止した場合。
時期	火薬庫の使用を休止したとき、遅滞なく
添付書類	○前回の保安検査証（若しくは完成検査証） ○休止する施設の図面及び写真

29	定期自主検査計画（変更）届　　【様式第 10 号】
根拠法令	法第 35 条の 2 第 2 項、規則第 67 条の 10
対象	定期自主検査の計画を定めたとき及び変更した場合。
時期	計画を定めたとき及び変更したときは、速やかに
添付書類	定期自主検査の計画書

30	定期自主検査終了報告　　【様式第 13 号】
根拠法令	法第 35 条の 2 第 3 項、規則第 67 条の 11
対象	火薬庫の所有者若しくは占有者が、定期自主検査を終了した場合。

時期	定期自主検査が終了したときは、遅滞なく
添付書類	実施した定期自主検査の結果を証する書面

31	火薬庫軽微変更届　　【様式第５】
根拠法令	規則第 14 条
対象	火薬庫の軽微な変更の工事をしたとき。
時期	完成後遅滞なく
添付書類	当該変更の概要を記載した書面

32	火薬庫承継届　　【様式第８】
根拠法令	法第 12 条の 2、規則第 14 条の 2
対象	火薬庫設置の許可を受けた者の地位を承継した者
時期	承継後遅滞なく
添付書類	承継されたことを証する書面（承継に関する契約書等）

33	火薬庫用途廃止届　　【様式第 7 号】
根拠法令	法第 16 条第 2 項
対象	火薬庫の所有者又は占有者が、その火薬庫の用途を廃止したとき。
時期	廃止した後、遅滞なく
記載要領	残火薬類の措置に関しては、譲渡許可申請を要する場合があるため詳細に記載すること。

34	火薬類出納報告　　【様式第 18 号】
根拠法令	規則第 81 条の 14
対象	火薬類の所有者又は占有者
時期	年度終了後 30 日以内
記載要領	火薬類の種類、前年度末在庫数量、入庫数量、出庫数量、年度末在庫数量を記載すること。

譲渡・譲受

35	火薬類譲渡（譲受）許可申請　　【様式第９・様式第10】
根拠法令	法第17条、規則第35条及び第36条
対象	火薬類を譲渡又は譲受する者
時期	譲渡又は譲受する前までに
添付書類○ 及び 記載要領●	○火薬類譲渡（譲受）許可申請理由書 ●火薬類の種類及び危険予防の方法 ○譲り渡し、又は譲り受ける火薬類に関する資料

審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの
その他 留意事項	許可証返納について ・譲渡許可の場合は譲渡許可証及び譲受人記載欄 ・譲受許可の場合は譲受許可証及び譲渡人記載欄

36	火薬類譲受・消費許可申請　　【様式第50】
根拠法令	法第17条第１項及び法第25条第１項
対象	火薬類を譲受及び消費する者
時期	譲受及び消費する前までに
添付書類○ 及び 記載要領●	○火薬類消費見積実績表 ○消費に伴う危険予防説明書 ○消費計画書 ●火薬の種類、消費の方法、危害予防の方法、火薬類取扱従事者名簿、火薬類の貯蔵方法、火薬類の運搬方法 ○火薬類保安責任者免状の写し ○消費場所の図面 ○火薬庫の帳簿の写し ○火薬類保管承諾書、庫外貯蔵場所指示書（火薬庫を持たない場合）
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの
その他 留意事項	1か月に25ｋｇ以上消費する場合は、年度終了後30日以内に火薬類消費報告書（様式第19号）を提出すること。

※産業火薬について、以下を参照すること。

<table>
<tr><th colspan="2">火薬類の種類・消費目的</th><th>許可・届出・報告</th><th colspan="2">備　考</th></tr>
<tr><td>爆発・火薬類</td><td>鉱業用に使用</td><td>火薬類譲受・消費許可</td><td colspan="2">消費については鉱山保安法等が適用される</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">砕石・土木工事</td><td rowspan="2">火薬類譲受・消費許可
取扱保安責任者選任
消費報告（年１回）</td><td>25 kg未満
（１月）</td><td rowspan="2">１日の消費数量が 25 kg を超えるときは火薬類取扱所が必要</td></tr>
<tr><td>25 kg以上
（１月）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">火工品</td><td rowspan="2">建設用びょう打ち銃用空砲</td><td>火薬類譲受・消費許可</td><td>401 個以上
（１日）</td><td rowspan="2">火薬量 0.4 kg 以下に限る</td></tr>
<tr><td>火薬類譲受許可</td><td>400 個以下
（１日）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">コンクリート破砕器</td><td>火薬類譲受・消費許可</td><td>151 個以上
（１日）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>火薬類譲受許可</td><td>150 個以下
（１日）</td></tr>
<tr><td>と殺用空砲</td><td>火薬類譲受・消費許可</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ロープ発射用ロケット</td><td>火薬類譲受・消費許可</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>救命索発射用銃用空砲</td><td>火薬類譲受・消費許可</td><td colspan="2">緊急用は譲受許可のみ</td></tr>
<tr><td>航空機用火工品（緊急時使用）</td><td>火薬類譲受許可</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">模型ロケット用噴射推進器</td><td>火薬類譲受許可</td><td colspan="2">黒色火薬使用で 20g 以下(A 型～C 型)</td></tr>
<tr><td>火薬類譲受・消費許可</td><td colspan="2">黒色火薬使用で 21g 以上(D 型～J 型)</td></tr>
<tr><td>油井用火工品</td><td>火薬類譲受・消費許可</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>煙火</td><td>火薬類（煙火）消費許可</td><td colspan="2">マニュアル内「煙火消費」参照</td></tr>
</table>

※１　火薬類の種類、場所、日時、危害予防の方法の変更は新たな許可が必要。
　　その他の変更については、記載事項変更届を提出すること。
　２　工事終了後で残った火薬類を譲り渡す場合には、火薬類譲渡許可申請が必要となる。

37	火薬類譲渡・譲受許可証書換申請　　【様式第12】
根拠法令	法第17条第７項、規則第38条の2
対象	火薬類譲渡・譲受許可証の記載事項に変更が生じた者
時期	速やかに
添付書類	書換前の許可証
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの
その他 留意事項	申請書の変更事項欄以外の変更があった場合は、書換ではなく再度火薬類譲渡・譲受許可申請が必要。

38	火薬類譲渡・譲受許可証再交付申請　　【様式第13】
根拠法令	法第17条第8項、規則第39条
対象	火薬類譲渡・譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取された者
時期	速やかに
添付書類	譲渡・譲受許可証の汚損であるときは、汚損した当該許可証
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの
その他 留意事項	喪失又は盗取した許可証を発見した場合は、再交付の許可証を返却すること。

39	火薬類消費報告　　【様式第 19 号】
根拠法令	規則第 81 条の 14
対象	火薬庫の所有者若しくは占有者又は経済産業省令で定める数量以上の火薬類を消費する者
時期	年度終了後 30 日以内
記載要領	火薬類の種類、前年度繰越数量、受入数量、消費数量、年度末数量を記載すること。
その他 留意事項	無添加可塑性爆薬（規則第 19 条第 4 項各号に該当する可塑性爆薬であって国の行政機関又は都道府県警察の職員が消費するものを除く。）に係るものを除く。

輸入

40	火薬類輸入許可申請　　【様式第27】
根拠法令	法第24条、規則第46条
対象	火薬類を輸入する者
時期	輸入する前までに
添付書類	【火薬・爆薬の場合】 ○輸入する火薬類の明細書（成分及び配合比を記載した書類） 【火工品の場合】

	○輸入する火薬類の明細書（構造及び組成を記入した書類） 【貯蔵・保管先が火薬庫の場合】 ○最新の保安検査証の写し（完成検査証の写し） 【貯蔵・保管先が火薬庫外所蔵場所の場合】 ○最新の火薬庫外所蔵場所指示書の写し（規則第 15 条の表（8）により貯蔵する場合は、貯蔵する火薬類の種類及び数量等の資料） 【共通】 ○火薬類販売営業許可証または火薬類製造営業許可証 ○注文票（インボイス、船荷証券等） ○輸入承認証明書または承認済の輸入承認申請書の写し
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの
その他 留意事項	【申請書の記載事項に変更がある場合】 ○許可申請書等記載事項変更届出書（様式第 11 号） 　申請書記載事項中、火薬類の種類及び数量、輸入の目的並びに輸入港名を変更した場合には、新たに許可を受け、その他の変更については、当変更届出書を提出すること。 ○輸入後に以下の手続きを行うこと。 ・火薬類輸入届（様式第 28） ・火薬類安定度試験結果報告書（様式第 14 号）

41	火薬類輸入届　　【様式第 28】
根拠法令	法第 24 条第 3 項、規則第 47 条
対象	火薬類を輸入した者
時期	輸入後、遅滞なく
添付書類	輸入許可申請時に添付できなかった場合は下記の資料を添付すること。 ○税関が許可する輸入許可通知書の写し ○積載船名及び陸揚地等が確認できる書類（エアウェイビル・船荷証券等） ○注文票

42	火薬類安定度試験結果報告　　【様式第 14 号】
根拠法令	法第 36 条、規則第 57 条～第 64 条
対象	火薬類を輸入した者又はその製造後、経済産業省令で定める期間を経過した火薬類を所有する者
時期	安定度試験を行ったときは、遅滞なく
添付書類	試験方法及び試験結果を証する書面
その他 留意事項	○硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬にあっては、製造後 1 年（製造年月日が不明なものは製造後 2 年以上を経過したものとみなす）。

	○硝酸エステルを含有しない爆薬にあっては、製造後3年（製造年月日が不明なものは製造後3年以上を経過したものとみなす）。

消費（煙火）

43	火薬類（煙火）消費許可申請　　【様式第29】
根拠法令	法第25条第1項、規則第48条
対象	花火大会等の主催者が火薬類（煙火）の消費許可を受けるとき。
時期	花火大会等を開催する30日前までに
添付書類○及び記載要領●	○火薬類消費許可申請書 ●申請者の欄には、花火大会等の主催者（代表者）であること。 ●名称の欄には、花火大会等の主催者又は主催団体を記載すること。 ●火薬類の種類及び数量の欄には、打揚煙火の大きさごとの数量及び仕掛煙火の種類ごとの数量を記載すること。 ●目的の欄には、「○○祭り花火大会」等具体的に記載すること。 ●場所の欄には、地番まで正確に記載すること。 ●日時（期間）の欄には、消費する年月日及び消費時間を記載すること。 また、雨天等により消費を順延する場合は併記すること。 ●危険予防の方法の欄には、規則第56条の4に定める消費の基準を遵守する旨記載するほか、消費場所の実態に応じた危険防止等の措置を記載すること。 ○煙火消費計画書（別紙第1参照） ●消費の方法、煙火の製造業者の氏名・名称、消費場所において煙火を取扱う者の氏名・免状種別等 ●消費場所付近の見取り図 ●不発煙火の回収計画に関すること ●花火大会関係者の連絡先等 ○鮮明な図面（別紙第2参照） ●保安距離の範囲、警戒人（警戒船）の配置状況、消火器・消防車等の配置状況、主な観覧場所、花火大会本部の位置 ○自主保安対策計画書（別紙第3参照） ○打揚筒及び仕掛煙火の固定方法を記載した書類 ○煙火置場・打揚筒・仕掛煙火等の設備に関する書類 【小型煙火がある場合】 ○性能に関する資料（筒内径及び性能により火の粉等の飛散が広範囲に及ぶもの等の区分を明記したもの） 【無人飛行機（ドローン等）がある場合】 ○ドローン等の飛行に関する許可書や承認書の写し等

その他 留意事項	【留意事項】 ○実施について、関係機関（警察、海上保安庁、国土交通省福岡空港事務所（航空機航路関係）、公園管理事務所、漁業協同組合、消費場所付近の自治会等）と十分に事前に協議・調整を行うこと。 ○順延日が決定している場合は、消費予定日から起算して 30 日以内に、4 日まで順延日を併記し、消費日がその順延に決定した場合は、福岡市消防局予防部指導課保安係にその旨を連絡すること。 ○保安距離内に建物等がある場合は、建物等の所有者、関係者等と煙火の消費に関する承諾を取るとともに、煙火を消費する時間帯に保安距離内に立ち入らないことの承諾をとること。 ○煙火消費の業務に従事する者については、公益社団法人日本煙火協会が発行する煙火消費保安手帳の交付を受けた者であること。 ○無人飛行機（ドローン等）は煙火の準備作業中から終了の措置が終わるまでの間は、保安距離内での飛行を禁止すること。 　なお、使用する場合は事前に福岡市消防局予防部指導課保安係に相談すること。 【中止基準について】 ○最大瞬間風速 10m以上の風が地上で計測された場合 ○火災警報発令、大雨等で保安上の支障が認められる場合 ○海上で消費する際、強風により波浪が高く打揚筒が大きく傾斜して打揚方向が変わる危険性を認める場合 ○大雨等のため、打揚火薬及び煙火玉の導火線（親みち）及び速火線が吸水又は吸湿するおそれがある場合 ○煙火消費場所で「林野火災注意報」または「林野火災警報」が発令されている場合（発令期間は、毎年 1 月 1 日から 5 月 31 日まで） ○その他、天候、会場の状況等を考慮して中止することが望ましいと認める場合（申請者、打揚従事者、警察等と十分に協議した上で、中止を決定すること。） ○申請書の記載事項に変更がある場合は、許可申請書等記載事項変更届出書を提出すること。 ○許可後、申請書記載事項中の火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を変更する場合は、新たに許可を受け、その他の変更については、当変更届出書を提出すること。 ○消費後に不発煙火回収報告書を提出すること。

別紙第１

煙　火　消　費　計　画　書（様　式　例）

（打揚日　　年　　月　　日）

１　消費の方法

(1)　打揚煙火の消費順序の大要

※煙火の種類	※※打揚煙火の大きさ別の数量	消費時間	消費従事者責任者氏名

備考　１　※印の欄は、単発、連発又はスターマイン等の別を記載してください。

　　２　※※印の欄は、スターマインを含んだ数量を記入してください。

(2)　仕掛煙火の消費順序の大要

※煙火の種類	仕掛煙火の大きさ別の数量	消費時間	消費従事者責任者氏名

備考　１　※印の欄は水中花火、枠及び小型煙火等の別を記載してください。

　　２　小型煙火のうち、Ｖ字打ち、斜め打ち等の特殊な消費については、その旨を明示してください。

(3)　打揚筒及び煙火玉の離隔距離及び防護措置

番号	打揚煙火の大きさ	点火方法	離隔距離（※１）	防護措置・安全対策（※２）	その他の措置（※３）
		直・遠			
		直・遠			
		直・遠			
		直・遠			
		直・遠			
		直・遠			
		直・遠			
		直・遠			

（※１）20m未満の場合に記入してください。（直径３㎝未満の打揚煙火は対象外です。）

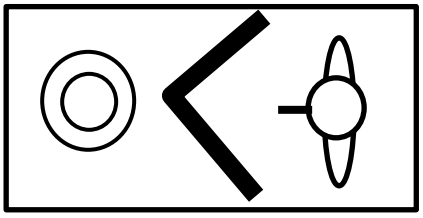
（※２）離隔距離の欄を記入した場合は記入してください。

「防護措置」とは、離隔距離及び煙火玉の直径に応じて次に掲げるもの、人がかがみ隠れる程度の大きさ以上とします。

- ２㎜～28㎜厚のポリカーボネート板
- １～７枚の畳床
- 1.7㎜、2.3㎜、4.6㎜又は8.1㎜の鋼板

８号玉（24㎝）を離隔距離５m未満で消費する際、防護措置を45°に設定する場合は20㎜厚のポリカーボネート板、５枚の畳床又は5.8㎜の鋼板でも使用可能とします。

防護措置を45°に設定する例



「安全対策」とは、ヘルメットの着用、２～４㎜厚のポリカーボネート板又は畳床を指します。

（※３）　火薬類取締法施行規則第56条の４第４項第14号に規定する軽量の飛散物となる材質の打揚筒を使用する場合は、当該材質を記入してください。

その他、火薬類取締法施行規則第56条の４第４項第13号に規定する距離に関することを記入してください。

(4)　点火及び打ち込みの方法等（該当の□にレを記入してください。）

①　船上花火の有無　（　□有　　□無　）

②　点火の方法

煙火の種類		点　火　の　方　法
打揚煙火	単　発	□　電気点火 □　導火線、速火線 □　遠隔点火の例外 { □　５m未満（直接点火を含む）／□　５m以上 10m未満／□　10m以上 20m未満 } □　その他（　　）
	連　発	□　電気点火 □　導火線、速火線 □　遠隔点火の例外 { □　５m未満（直接点火を含む）／□　５m以上 10m未満／□　10m以上 20m未満 } □　その他（　　）
仕掛煙火	水中花火	□　陸上に固定した筒から打ち込む。 □　導火線に点火後、船又は岸から徒手により投げ込む。 □　水中に建てた棒等に筒を固定し、速火線を用いて打ち込む。 □　電気点火 □　その他 （　　）
	水中金魚	□　陸上に固定した筒から水面に打ち込む。 □　導火線に点火後、船又は岸から徒手により投げ込む。 □　その他 （　　）
	枠・網仕掛	□　電気点火　□　導火線、速火線 □　その他 （　　）
	小型煙火	□　電気点火　□導火線、速火線　□筒口からの落とし火 □　その他 （　　）

備考　スターマインは連発欄に含みます。

③　打揚筒の固定方法

□　地面に杭打ちし、筒の上下２箇所以上を固定する。

□　筒立器を使用する。

□　その他

（　　）

④　打揚従事者の防護措置として使用するもの

□　畳床

□　ポリカーボネート板

□　鉄板

□　その他

（　　）

(5)　煙火置場（該当の□にレを記入してください。）

①　構造

□　建物

□　テント張り

□　車両

□　その他

（　　）

②　船上花火における煙火置場の防護措置（焼き金を用いた早打ちの場合）

□　畳床

□　鉄板

□　木板

□　その他

（　　）

２　消費する煙火の製造業者等

区　分	法人名又は氏名	住　　所	代表者氏名
国　産			
輸　入			

備考　輸入の欄については、販売業者等を記入してください。

3　煙火消費作業従事者

事業者名：

代表者名

氏名	生年月日	年齢	住所	経験年数	打揚手帳		保安講習	作業分担	作業現場
					種類	番号	年 月 日		

備考

① 作業分担の欄は、総括責任者に◎、打揚責任者に○、仕掛責任者に△、少人数の場合等で各責任者を兼務する場合は、(全)と記入してください。

② 作業現場の欄については、打揚又は仕掛の現場名等の別を記入してください。

4　消費場所付近の見取図

図面を別に添付する。

5　不発煙火の回収計画

指揮する者の氏名	回　収　の　方　法

6　花火大会関係者の連絡先等

大　会　関　係　者	法人名等	役職	氏名	電話番号
大　会　責　任　者				
大会副責任者				
花　火　大　会　等 相　談　窓　口　担　当				
イベント会社責任者				
煙火打揚業者責任者				

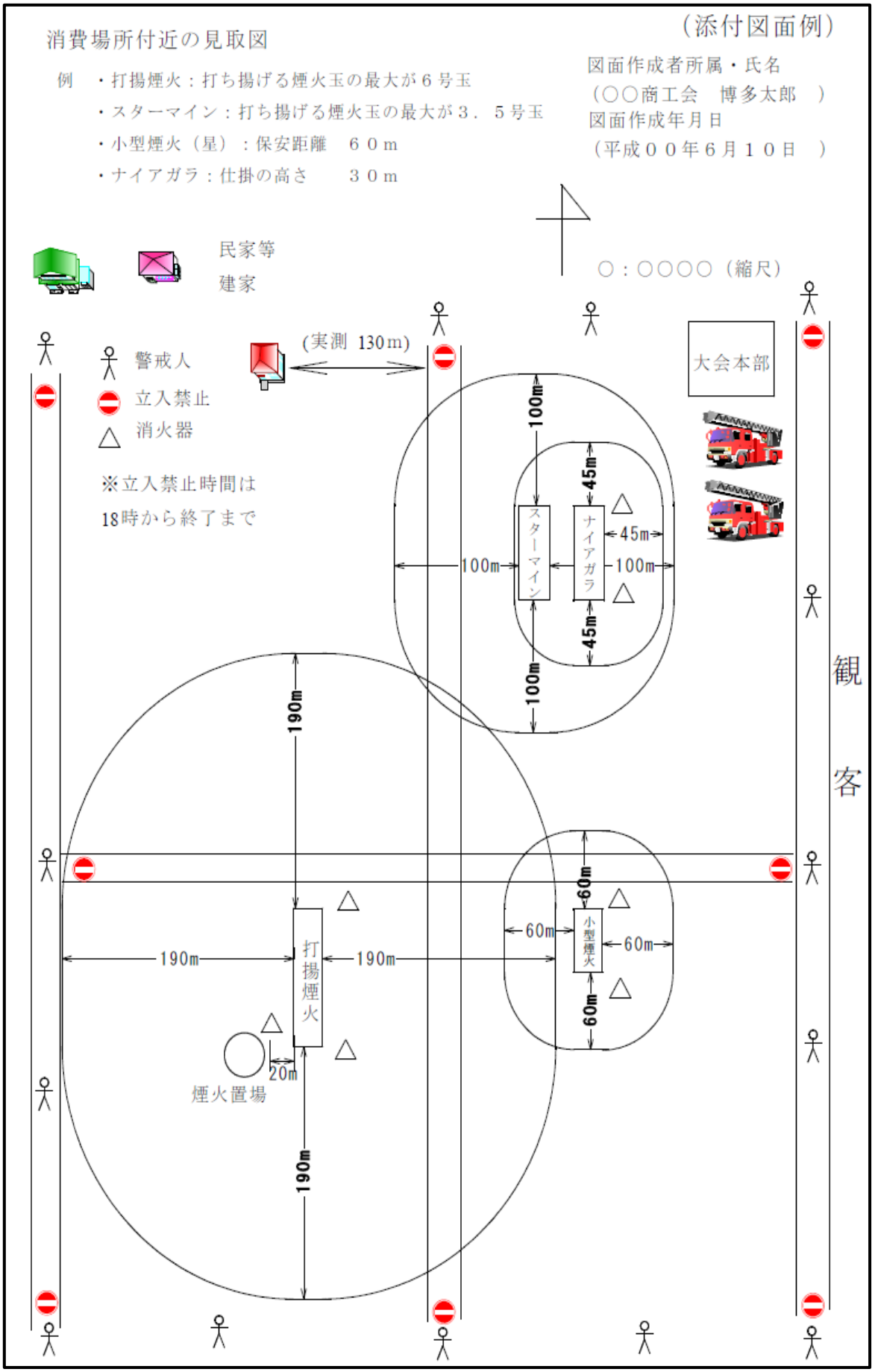
別紙第２

（添付図面例）

消費場所付近の見取図

例　・打揚煙火：打ち揚げる煙火玉の最大が６号玉
・スターマイン：打ち揚げる煙火玉の最大が３．５号玉
・小型煙火（星）：保安距離　６０ｍ
・ナイアガラ：仕掛の高さ　３０ｍ

図面作成者所属・氏名
（○○商工会　博多太郎　）
図面作成年月日
（平成００年６月１０日　）



別紙第３

自　主　保　安　対　策　計　画　書（　記　載　例　）

◎　大 会 名　○○○○花火大会

◎　打揚日時　○○年○○月○○日　○○時○○分～○○時○○分

◎　場　　所　福岡市○○区○○一丁目○○番○○号　　○○公園内

※　花火大会の開催の有無については、各関係機関と天候等を検討及び協議した上で、当日の○○時までに意思決定を行う。

※　中止又は延期の場合は、その旨を直ちに各関係機関へ連絡を行う。

１　警戒体制

（１）　煙火消費箇所については、煙火搬入時（○○時○○分）直ちに立て看板又はロープ等による一般者の進入防止措置を行う。

○位　置　　Ａ・Ｂ地点（例）

○時間帯　　○○時○○分～○○時○○分

（２）　立入禁止区域については、要所に立て看板又はロープ等を用いて明確にして警戒人を配置する。また、花火大会関係者以外の者が立入禁止区域内に入っていないことを確認する。

○位　置　　Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ・Ｇ・Ｈ・Ｉ・Ｊ地点（例）

○時間帯　　○○時○○分～○○時○○分

○人　数　　○○人

※　立入禁止区域については、当日の風向き等に応じて事前に拡大措置をとる。

※　大会本部と各警戒人との連絡は、トランシーバー又は携帯電話で行う。

２　消火体制

（１）　初期消火体制として、消費場所及びその周辺に水バケツ及び消火器等を準備する。

（２）　消防ポンプ車（○台）を待機させる。　　Ｋ地点（例）

（３）　○○○○（下草等）については、十分な事前散水を行う。（また、事後散水も行う。）

３　不発煙火（黒玉）回収

（１）　煙火消費終了直後は、不発煙火回収班（煙火業者及び主催者）により保安距離範囲内及びその周辺の回収作業を行う。

（２）　煙火消費終了の翌日の早朝には、不発煙火回収班（煙火業者及び主催者）により、再度徹底した回収作業を行う。

※　万一、不発煙火を発見した場合は、水バケツに浸した後、煙火業者が当該不発煙火を持ち帰り適切に処分する。

※　不発煙火回収班（煙火業者及び主催者）及び土地所有者等へ不発煙火の危険性及び

発見した場合の対策等の周知徹底を図る。

4　緊急連絡体制（例）

福岡市消防局 予防部指導課	092-725-6615・119　　担当：○○
○○警察署○○課	092-○○○-○○○○
○○消防署	092-○○○-○○○○
花火大会関係者	092-○○○-○○○○（担当携帯：○○○-○○○○-○○○○）
煙火業者等	092-○○○-○○○○（担当携帯：○○○-○○○○-○○○○）

別表第１

打揚煙火の保安距離（表）

	保安距離		
玉の大きさ	打揚煙火 （スターマイン方式を含む）	信号用打揚煙火	水中花火 （水面上で爆発させるもの）
2.5 号(7.5 ㎝)まで	65m	40m	50m
3　号(9 ㎝)	80m	65m	60m
3.5 号(10.5 ㎝)	100m	70m	80m
4　号(12 ㎝)	110m	75m	
5　号(15 ㎝)	180m	原則として、打揚煙火の保安距離を準用する。	
6　号(18 ㎝)	190m		
7　号(21 ㎝)	200m		
8　号(24 ㎝)	220m		
10 号(30 ㎝)	250m		
15 号(45 ㎝)	300m		
20 号(60 ㎝)	400m		
30 号(90 ㎝)	600m		

１　手筒煙火について

噴出薬を詰めた筒をわきに挟みかつ腕に抱え、または手でつかむことにより保持しながら、噴出口から火の粉を吹き出させるもの。

２　保安距離（表）　別表第２

火薬量	保安距離（前後）	保安距離（左右）	筒相互間の距離
300g 未満	10m	5m	3m
300g 以上 600g 未満	20m	10m	3m
600g 以上 1200g 未満	30m	15m	3m
1200g 以上 1800g 未満	40m	20m	3m
1800g 以上 3000g 未満	60m	30m	5m

※手筒煙火の消費にあっては、上記の表の距離以上で、消費場所の状況及び気象状況に応じて観衆に火の粉が到達しない距離を確保すること。

３　取扱条件

（１）消費中は、原則移動禁止とする。

（２）手筒煙火の吹き出し口及び筒底を観客に向けぬよう、手筒煙火を持つ姿勢には十分注意すること。

別表第３

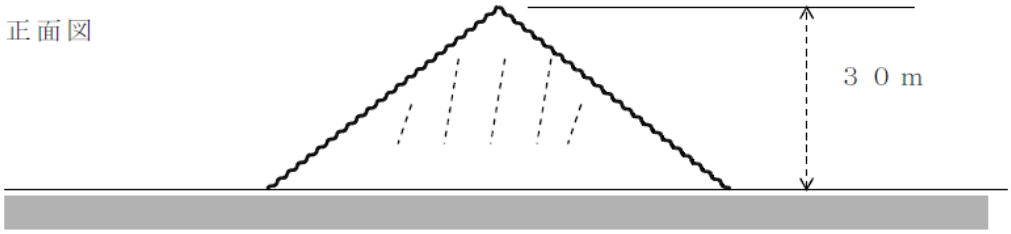
仕掛煙火の保安距離（表）

	仕掛煙火の内容等	保安距離
小型煙火	1　火の粉、火花の噴出、回転、音及び光（爆竹及びフラッシュ等）を現すもの。	噴出する火の粉等の高さの２倍又は煙火設置場所から火の粉等が到達する範囲の内最大の距離（以下、「最大飛散距離」という。）の４倍とする。 ただし、最低の距離は10ｍとする。
	2　星、乱玉、トラ、内筒（星、蜂及び笛等を包んだもの）等を打ち揚げるもの。（扇状となるもの等を含む）	最大飛散距離の２倍とする。（扇状等の前後左右で飛散距離が異なるものついては、それぞれの方向ごとに最大飛散距離の２倍とする。） ただし、最低の距離は30ｍとする。 なお、１個に対する打揚筒の内径が50㎜以上のものについては、最低50ｍとする。（通常の打揚筒を使用する単発のものは打揚煙火の保安距離を準用する。）
	3　玉を打ち揚げるもの	打揚煙火の保安距離を準用する。
枠・網仕掛	1　枠物 木及び竹等で組んだ枠に取り付けた焔管を一斉に燃焼させ、文字や絵型を演出するもの。	・正面方向 各煙火の真下から各煙火の高さの1.5倍とする。 ただし、最低の距離は10ｍとする。 ・側面方向 末端煙火の真下から当該煙火の高さの1.5倍とする。 ただし、最低の距離は10ｍとする。
	2　網仕掛 水平及び山形に張ったロープ等に取り付けた焔管を一斉に燃焼させ、滝及び山形等を演出するもの。	
特殊仕掛	1　地上花火 煙火玉を地上面で開発させるもの。	打揚煙火の保安距離を準用する。
	2　水中金魚 火の粉等を発する多数の焔管を水面に浮かべ走行させるもの。	・手投げの場合 投げる位置から最低20ｍとする。 ・筒から打ち込む場合 筒の位置から最低30ｍとする。
その他	上記以外の仕様のもの又は特殊な消費方法のもの。	別途個別に協議する。

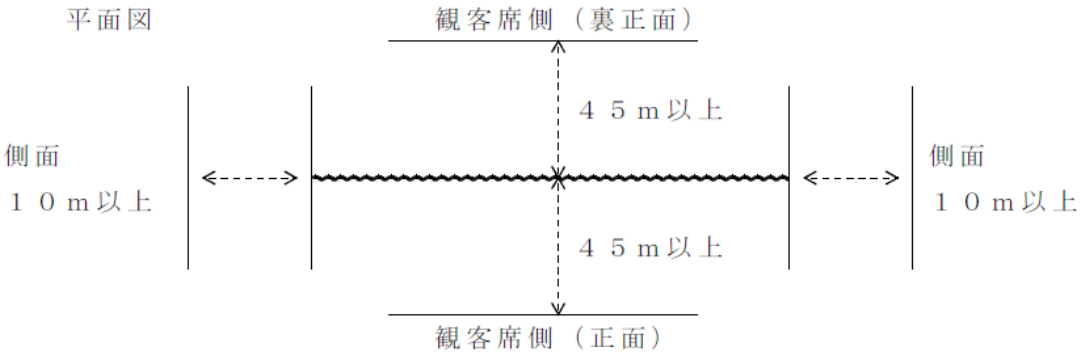
枠・綱仕掛の保安距離例

1　仕掛の最大の高さが３０ｍの山型の仕掛煙火

正面図

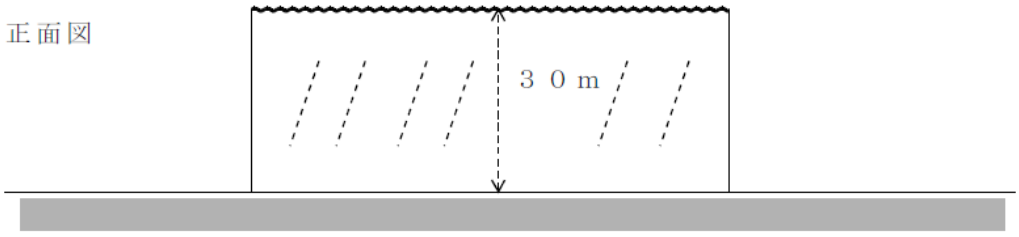


平面図

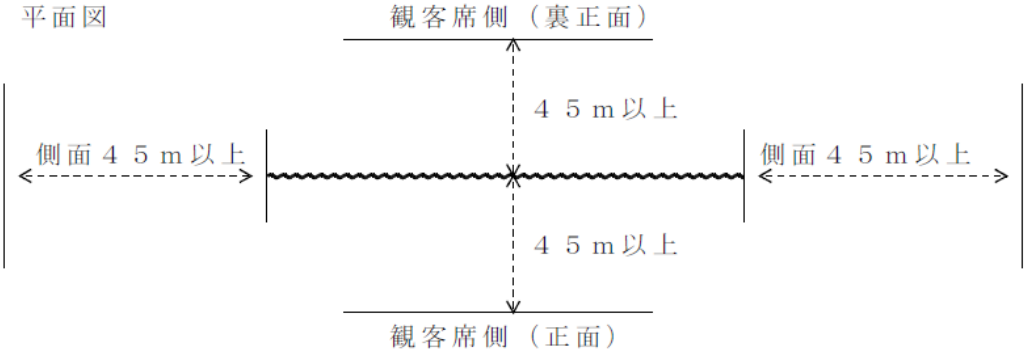


2　仕掛の最大の高さが３０ｍの水平ナイアガラの場合

正面図



平面図



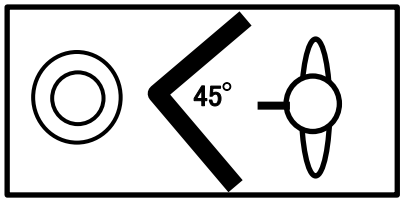
別表第４

打揚筒と球状の煙火玉の離隔距離と防護措置

<table>
<tr><td rowspan="2">煙火玉の直径</td><td colspan="4">打揚従事者と打揚筒との離隔距離（m）</td></tr>
<tr><td>5m 未満</td><td>5m 以上 10m 未満</td><td>10m 以上 20m 未満</td><td>20m 以上</td></tr>
<tr><td>3 ㎝超
15 ㎝以下
(5 号玉以下)</td><td>飛散物を遮断する防護措置
例　2㎜ 厚ポリカ
※又は畳床</td><td colspan="2">飛散物に対する安全対策
例　ヘルメット着用等</td><td rowspan="5">その他の安全対策</td></tr>
<tr><td>21 ㎝以下
(7 号玉以下)</td><td>例　4㎜ 厚ポリカ又は畳床</td><td>例　2㎜ 厚ポリカ又は畳床</td><td></td></tr>
<tr><td>24 ㎝以下
(8 号玉以下)</td><td>例　28㎜ 厚ポリカ、畳床７枚又は8.1㎜厚鋼板
※※</td><td>例　4 ㎜厚ポリカ又は畳床</td><td>例　2㎜ 厚ポリカ又は畳床</td></tr>
<tr><td>30 ㎝以下
(10 号玉以下)</td><td rowspan="3">不可</td><td>飛散物の威力を軽減する防護措置
例　8㎜ 厚ポリカ、畳床２枚又は2.3㎜厚鋼板</td><td>例　5.9㎜ 厚ポリカ、畳床２枚又は 1.7㎜厚鋼板</td></tr>
<tr><td>60 ㎝以下
(20 号玉以下)</td><td>例　16㎜ 厚ポリカ、畳床４枚又は4.6㎜厚鋼板</td></tr>
<tr><td>60 ㎝超
(20 号玉超)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他の留意事項</td><td colspan="4">・防護措置の大きさは、人がかがみ隠れる程度の大きさ以上のものとする。
・4㎜ 厚ポリカーボネート板は 2㎜ 厚の当該板を２枚重ねたものでも使用可能とする。
・「不可」の欄はいかなる防護措置を講じても打ち揚げることはできない。</td></tr>
</table>

※　ポリカーボネート板をこの表において「ポリカ」という。

※※　防護措置を以下のように行う場合は、20㎜ 厚ポリカ、畳床５枚又は 5.8㎜ 厚鋼板でもよいこととする。



参考資料①

（公印省略）
消指第 203-001 号
令和６年７月 26 日

福岡県警察本部生活保安課長

福岡市消防局予防部指導課長

火薬類の消費許可申請に伴う意見の聴取等の在り方の検討について（回答）

令和６年７月９日付け福警生保第 1092 号により依頼のあった件について、福岡県警察本部生活保安課と協議、検討した結果を下記のとおり回答します。

記

１　検討結果

(1)　「公安委員会の意見を聴かなければならない場合」の基準の制定について

火薬類取締法第 52 条第１項の規定により、公安委員会への意見聴取の基準を次のとおり定める。

【公安委員会への意見聴取の基準】

火薬類取締法第 52 条第１項の規定により「公安委員会の意見を聴かなければならない場合」として同法施行令第 13 条各項の規定により運用する。

なお、本文中の解釈は以下のとおりとする。

１　交通頻繁な道路

国道、県道及び人又は車両が間断なく通行する道路

２　公衆の集合する場所

花火大会が行われる場所、公園、学校、駅、病院、寺社境内、競技場、その他興行場等

３　市街地

商店街、繁華街、住宅街等の社会通念上市街地と認める場所

４　周辺の土地

交通頻繁な道路及び公衆の集合する場所から 100 メートル以内の地域

ただし、煙火の消費については、「100 メートル」を「その煙火の消費で求められる保安距離」と読み替える。

(2)　恒常的に消費される火薬類の意見聴取及び実踏について

年度当初の許可申請受付に際し、実施するものとする。ただし、消費方法及び保安距離内の状況等に変更があった場合はこの限りではない。

※　恒常的とは、同一場所、同一種類及び同一数量の火薬類を消費することをいう。

(3)　火薬類の消費計画等の情報提供・共有要領について

意見の聴取を必要としない申請の場合であっても、火薬類取締法第 52 条第 2 項の規定による処分をしたときは、速やかに火薬類消費許可申請書（1 枚目）を電子データ化し、公安委員会（管轄警察署）へ電子メール等を用いて通報するものとする。

なお、管轄警察署は上記許可申請書を確認し、必要があれば、福岡市消防局に対して意見を行うことができるものとする。

※海上に台船を用いて煙火消費を実施する場合も、その消費が花火大会であれば、海上も花火大会が行われる場所に含まれる。

参考資料②

煙火消費許可時における斜め打ちの審査基準について

平成 30 年 3 月 13 日

1　斜め打ちの打揚場所

斜め打ちの打揚場所については、煙火の飛翔距離及び射出方向を考慮した海上とする。

2　斜め打ちの飛翔距離等

飛翔距離は、打揚地点から開発せずに着水した地点までの距離とし、保安距離は、打揚地点から着水地点までの間とする。

また、規制エリア内（海上）に当該保安距離が収まることを確認する。

3　斜め打ちの射出方向

斜め打ちの射出方向については、射出方向の延長線上に観客や保安物件が位置していた場合、火薬量の誤差、風速の強弱等により安全の確保を図ることができないおそれがあることから、射出方向の延長線上には観客及び保安物件がないよう、射出方向を設定する。

4　その他

(1)　添付書類

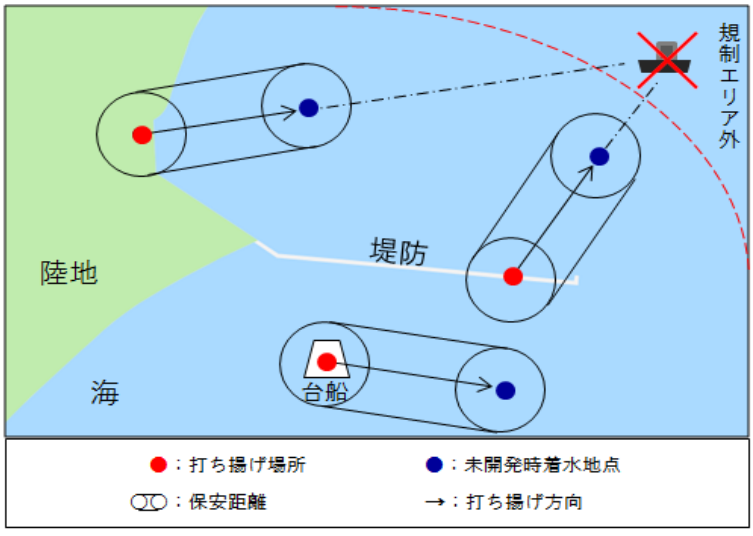
①　打揚場所から開発せずに着水する地点までの距離に関する書類

②　上記①の距離の根拠に関する書類

③　打揚筒、フロート及び台船の固定状況に関する書類

(2)　海上の安全確保について

海上から花火を観覧するプレジャーボートなどが、規制エリア内のほか、規制エリア外であって射出方向の延長線上にあたる場所に侵入しないよう、申請者と警戒船（当該プレジャーボートなどに注意を促すものをいう。）とで連携を密に図るよう指導する。（下図参照）



44	不発煙火回収報告　　【第 4 号様式】
根拠法令	煙火消費計画書の記載によるもの
対象	煙火消費終了後、不発煙火回収作業を行ったとき。
時期	不発煙火回収作業を行った後、遅滞なく
その他 留意事項	不発煙火（黒玉）の回収が無かった場合 ・郵送又は電子申請システムで報告。 不発煙火（黒玉）の回収があった場合 ・当該報告をさせ、事故報告事案に該当する場合は、別途連絡すること。

廃棄

45	火薬類廃棄許可申請　　【様式第30】
根拠法令	法第27条、規則第65条
対象	火薬類を廃棄する者
時期	廃棄する前までに
添付書類	○廃棄場所の付近見取図 ○従事者名簿 ○火薬類保安手帳又は火薬類取扱従事者手帳の写し
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの

その他届出

46	指定完成検査機関完成検査受検届　　【様式第 16】
根拠法令	法第 15 条、規則第 42 条
対象	指定完成検査機関が行う完成検査を受検したとき。
時期	完成検査を受検した後、速やかに
添付書類	完成検査証の写し

47	完成検査記録届　　【様式第 25】
根拠法令	法第 45 条の 3 の 10 第 1 項、規則第 44 条の 14 第 1 項
対象	認定完成検査実施者が完成検査を実施したとき。
時期	完成検査を行った後、速やかに
添付書類	完成検査を行った製造施設又は火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果を記載した書面

48	完成検査結果報告　　【様式第 17】
根拠法令	法第 15 条第 3 項、規則第 43 条
対象	指定完成検査機関が完成検査を行ったとき。
時期	完成検査を行った後、遅滞なく

添付書類	○完成検査の記録書 ○完成検査証の写し

49	指定保安検査機関保安検査受検届　　【様式第 20】
根拠法令	法第 35 条第 1 項第 1 号、規則第 44 条の 3
対象	指定保安検査機関が保安検査を行ったとき。
時期	保安検査を行った後、速やかに

50	保安検査記録届　　【様式第 26】
根拠法令	法第 45 条の 3 の 10 第 2 項、規則第 44 条の 14 第 2 項
対象	認定保安検査実施者が保安検査を行ったとき。
時期	保安検査を行った後、速やかに
添付書類	保安検査を行った製造施設又は火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果を記載した書面

51	保安検査結果報告　　【様式第 21】
根拠法令	法第 35 条第 3 項、規則第 44 条の 4
対象	指定保安検査機関が保安検査を行ったとき。
時期	保安検査を行った後、遅滞なく
添付書類	○保安検査の記録 ○保安検査証の写し

52	許可申請書等記載事項変更届　　【様式第 11 号】
根拠法令	規則第 81 条の 14
対象	表 7、10、11 及び 14 の項の規定による届出を行う場合。
時期	・表 7 の項にあっては、事前に又はその事実を知った場合においては遅滞なく ・表 10、11 及び 14 の項にあっては、変更後遅滞なく
添付書類	変更の内容を証する書面

53	火薬類所有権取得届　　【様式第 12 号】
根拠法令	法第 21 条第 6 号又は 7 号、規則第 81 条の 14 の表 15
対象	相続若しくは遺贈又は法人の合併若しくは分割により火薬類の所有権を取得した者
時期	変更後、遅滞なく
添付書類	相続、遺贈又は法人の合併の事実を証する書面

54	許可等申請取下届　　【様式第 26 号】
根拠法令	細則第 12 条

対象	許可又は認可の申請をした者が、当該許可又は認可を受ける前に当該申請を取り下げる場合。
時期	許可又は認可の申請の取下げが決定したときは、遅滞なく
記載要領	取下げの理由について詳細に記載すること。

55	許可申請書等記載事項変更報告　　【様式第 16 号】
根拠法令	規則第 81 条の 14
対象	規則第 81 条の 14 の表 2、5 及び 9 の項の規定による報告する者
時期	変更があった際は、遅滞なく
添付書類	変更の内容を証する書面

保安教育計画を定めるべき消費者の指定等

56	保安教育計画を定めるべき者の指定　　【様式第 23 号】
根拠法令	法第 29 条第 4 項、規則第 67 条の 7
対象	福岡市長が災害の発生を防止するため特に必要があると認める者
時期	福岡市長が保安教育計画を定めるべき者として指定したとき。
留意事項	多量消費者又は長期間消費者の全てについて指定する必要はなく、災害発生の危険が高いと考えられる者を指定する。

57	保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請　　【様式第 24 号】
根拠法令	規則第 67 条の 7 第 4 項
対象	指定された消費者が、指定の要件を欠くに至ったと認められるとき。
時期	消費者が指定の要件を欠くに至ったと認められるとき、速やかに
留意事項	指定した消費者が、1 か月に火薬又は爆薬消費量が 25 kg未満になったとき、又は指定を取り消しても災害の発生を防止上支障ないと認めたとき。

58	保安教育計画を定めるべき者の指定取消通知　　【様式第 25 号】
根拠法令	規則第 67 条の 7 第 3 項及び第 4 項
対象	指定した消費者の指定を取り消すとき。
時期	消費者が指定の要件を欠くに至ったと認められるとき、速やかに

第３　事務処理の要領について

１　受付

申請等を受付するときは、(手数料の納付が必要な場合は、納付確認後）予防業務管理システム（以下、「予防システム」という。）で受付の番号を採番の上、申請等の書類に受付印を押印し、採番した番号を記入する。

※　電子情報処理組織を介して提出されたものについては、下記の通りの取扱いとする。

(1)申請等の部数は、細則第３条第２項の規定によらず、福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を適用する。

(2)受付印は不要とする。

２　許可（譲渡（譲受)、譲受・消費、煙火以外）

審査の結果、申請を許可するときは、申請書に申請許可印（第７号様式）＊1を押印、予防システムで許可の番号を採番したのち、決裁を行い、当該番号及び決裁日を記入した申請書を返付する。

３　認可

審査の結果、申請を認可するときは、申請書に申請認可印（第８号様式）＊2を押印、予防システムで認可の番号を採番したのち、決裁を行い、当該番号及び決裁日を記入した申請書を返付する。

４　完成検査

検査前に、申請書に基準適合印（第10号様式）＊3を押印、予防システムで検査の番号を採番したのち、決裁を行う。検査の結果、基準に適合すると認めるときは、検査場所において、当該番号及び決裁日を記入した申請書の返付及び完成検査証（様式第15）の交付を行う。

５　保安検査

検査前に、申請書に基準適合印（第10号様式）を押印、予防システムで検査の番号を採番したのち決裁を行う。検査の結果、基準に適合すると認めるときは、検査場所において、当該番号及び決裁日を記入した申請書の返付及び保安検査証（様式第19）の交付を行う。

６　譲渡（譲受）許可、譲受・消費許可

受付後、必要があれば意見照会に係る起案を行い、決裁後に公安委員会（管轄の警察署）へ意見照会書（第１号様式）及び申請書一式を送付する。

令第13条第１項第１号に該当しないときは、意見照会不要。

審査の結果、申請を許可するときは、申請書に申請許可印（第７号様式）を押印、予防システムで許可の番号を採番したのち決裁を行い、当該番号及び決裁日を記入した申請書の返付及び火薬類譲渡（譲受）許可証（様式第11)、譲受（譲渡）人記載欄の交付を行う。

公安委員会（福岡県警察本部）への通報を起案し、決裁後、通報書（第 2 号様式）及び許可証の写しを送付する。

7　火薬類（煙火）消費許可

受付後、意見照会に係る起案を行い、決裁後に公安委員会（管轄の警察署）へ意見照会書（第 1 号様式）及び申請書一式を送付する。意見照会実施後、管轄警察署と調整し実踏を行う。

意見回答の後、申請書に申請許可印（第 7 号様式）を押印、予防システムで許可の番号を採番したのち決裁を行い、当該番号及び決裁日を記入した申請書を返付する。

公安委員会等（管轄の警察署及び煙火消費が海上へかかる場合は海上保安庁も含む）への通報を起案し、決裁後、通報書（第 2 号様式）及び許可印押印済の申請書を送付する。必要に応じて、消費当日は立入検査を実施する。

意見照会後において、細則第 12 条に規定する許可等申請取下届出書を受付した場合は、第 3 号様式により公安委員会（管轄の警察署）に対し、意見聴取の取下げを行う。

8　庫外貯蔵場所指示

検査の結果、申請を許可するときは、申請書に火薬庫外貯蔵場所指示印（第 9 号様式）*4を押印、予防システムで許可の番号を採番したのち、決裁を行い、当該番号及び決裁日を記入した申請書を返付する。

公安委員会（福岡県警察本部）への通報を起案し、決裁後、通報書（第 2 号様式）及び指示印押印済の申請書を送付する。

※法令事項ではないが、権限移譲前からの福岡県警察及び福岡県工業保安課の運用

9　通報（法第 17 条第 1 項及び法第 25 条第 1 項以外）

下記に該当するものについて、決裁を行ったのち、通報書（第 2 号様式）及び許可印等を押印した申請書等を送付する。

・法第 3 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条第 3 項、第 10 条第 1 項、第 11 条第 3 項、第 12 条第 1 項、第 14 条第 2 項、第 17 条第 1 項若しくは第 3 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項若しくは第 3 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項若しくは第 4 項、第 44 条若しくは第 45 条の規定による処分をしたとき、又は第 12 条の 2 第 2 項若しくは第 16 条の規定による届出を受理したとき（法第 52 条第 1 項第 2 号の基づくもの）

・規則第 15 条に係る指示及び廃止の届出を受理したとき（福岡県警察との取決め事項）

※通報先については下記のとおり。

通報の対象	通報先	通報所の宛名
法第 17 条第 1 項（譲渡・譲受）及び同法第 25 条第 1 項（消費）の処分	管轄する各警察署の生活安全課防犯係	福岡県公安委員会 （○○警察署生活安全課）管轄警察署
上記以外の処分及び届出の受理	福岡県警本部生活保安課銃砲火薬係	福岡県公安委員会 （福岡県警察本部安全部生活保安課）
規則 15 条（火薬庫外貯蔵場所）に係る指示及び廃止		

警察署名	管轄範囲
博多臨港警察署	箱崎ふ頭（1 丁目[福岡高速 1 号線高架下の福岡市港湾局の管理に係る道路以南、市道箱崎ふ頭 727 号線以南及び市道香椎箱崎浜線以南の区域を除く]、4 丁目～6 丁目）、東浜（1 丁目[福岡高速 1 号線高架下の福岡市港湾局の管理に係る道路以南及び同高架下の福岡北九州高速道路公社の管理地以南の区域を除く]、2 丁目[福岡高速 1 号線高架下の福岡市港湾局の管理に係る道路を除く]） 福岡市博多区 沖浜町、石城町（2 番、8 番～19 番）、築港本町（2 番、6 番～14 番、217 番、219 番）、千代（6 丁目[福岡高速 1 号線高架下の福岡北九州高速道路公社の管理地以南の区域を除く]） 福岡市中央区 荒津（1 丁目、2 丁目[2 番、3 番]）、長浜（3 丁目）、那の津（1 丁目[4 番～7 番]、2 丁目～5 丁目）、港（1 丁目[6 番、7 番]、2 丁目[2 番、3 番、博多漁港の岸壁]、3 丁目[2 番、3 番、博多漁港の岸壁]）
福岡空港警察署	福岡市博多区のうち福岡空港の区域（駐車場及び福岡市地下鉄空港線福岡空港駅を含む。）
東警察署	博多臨港警察署管轄以外の東区
博多警察署	博多臨港警察署及び福岡空港警察署管轄以外の博多区
中央警察署	博多臨港警察署管轄以外の中央区
南警察署	南区
早良警察署	早良区
城南警察署	城南区
西警察署	西区
海上保安庁	福岡市内全域の海上にかかる場合（主に煙火消費）

10　許可の条件を附す場合

法第 3 条の製造許可、法第 5 条の販売営業許可、法第 12 条第 1 項の火薬庫設置等許可、法第 24 条第 1 項の輸入許可、法第 25 条第 1 項の消費許可、法第 27 条第 1 項の廃棄許可について、法第 48 条の規定に基づく条件を附す場合は、「○○書の許可条件について（第 12 号様式）」を作成し、申請者に交付すること。

法第 17 条第 1 項の譲受譲渡許可については、火薬類（譲渡 譲受）許可証（様式第 11）内の許可条件欄に記載すること。

11　許可証等のデジタル化

申請者が、許可証等を電子ファイルにて受け取る意思を示した場合には、電子署名を付した許可証等の PDF データを、電子情報処理組織を介して、当該申請者に交付するものとする。

その場合、決裁時の伺い文には電子署名を付与した許可証等を交付する旨を記載すること。

【参考】
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
（電子情報処理組織による処分通知等）
第７条
処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

＊1～4　電子情報処理組織を介して返付する場合、許可印等の規格（45 ミリメートル）については適用しない。

12　返付及び交付時の処理

申請許可印等を押印した申請書の返付や完成検査証等の交付を行うときは、火薬類関係受領（送付）書（第13号様式）により処理する。

第４　様式集

１　細則様式

(1) 火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可申請書	様式第 1 号
(2) 保安教育計画（変更）認可申請書	様式第 2 号
(3) 不許可通知書	様式第 3 号
(4) 不認可通知書	様式第 4 号
(5) 不適合通知書	様式第 5 号
(6) 火薬類製造・販売営業廃止届出書	様式第 6 号
(7) 火薬庫用途廃止届出書	様式第 7 号
(8) 火薬類製造・取扱保安責任者等選任（解任）届出書	様式第 8 号
(9) 特定施設・火薬庫使用休止届出書	様式第 9 号
(10) 定期自主検査計画（変更）届出書	様式第 10 号
(11) 許可申請書等記載事項変更届出書	様式第 11 号
(12) 火薬類所有権取得届出書	様式第 12 号
(13) 定期自主検査終了報告書	様式第 13 号
(14) 火薬類安定度試験結果報告書	様式第 14 号
(15) 火薬類製造報告書	様式第 15 号
(16) 許可申請書等記載事項変更報告書	様式第 16 号
(17) 火薬類販売報告書	様式第 17 号
(18) 火薬類出納報告書	様式第 18 号
(19) 火薬類消費報告書	様式第 19 号
(20) 火薬庫外貯蔵場所指示申請書	様式第 20 号
(21) 火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更届出書	様式第 21 号
(22) 火薬庫外貯蔵場所廃止届出書	様式第 22 号
(23) 保安教育計画を定めるべき者の指定書	様式第 23 号
(24) 保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書	様式第 24 号
(25) 保安教育計画を定めるべき者の指定取消通知書	様式第 25 号
(26) 許可等申請取下届出書	様式第 26 号

様式第１号

火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可申請書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

申請者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

製造所又は販売所の所在地(電話)		
火薬庫を所有し,又は占有しない理由		
貯蔵火薬類の種類及び数量		
共同使用する火薬庫	火薬庫を所有する者	
	事務所所在地	
	代表者の住所及び氏名	
	所在地	
	許可年月日及び番号	年　月　日　第　号
	種類及び棟数	
火薬庫外貯蔵場所の所在地		
備考		
※受付欄	※経過欄	

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　※印の欄は記入しないでください。

様式第２号

保安教育計画(変更)認可申請書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

申請者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

区　　分	製造業者　　販売業者　　消費者
製造所若しくは販売所の所在地又は消費場所	
許可又は指定年月日及び番号	年　　月　　日　第　　号
変更の場合はその変更の内容	
※　受　付　欄	※　経　　過　　欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　区分の欄については、該当するものを○で囲んでください。

4　保安教育計画書を添付してください。

5　変更の場合は、当該変更の概要を記載した書面を添付してください。

6　※印の欄は記入しないでください。

様式第３号

（文書番号）

不許可通知書

住　　所

氏　　名　　様

年　　月　　日付けで申請のあった　　については、
下記のとおり不許可としたので通知します。

年　　月　　日

福岡市長　　㊞

記

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第４号

（文書番号）

不認可通知書

住　　所

氏　　名　　様

年　　月　　日付けで申請のあった　　については、
下記のとおり不認可としたので通知します。

年　　月　　日

福岡市長　　㊞

記

理由

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第５号

（文書番号）

不適合通知書

住　　所

氏　　名　　様

年　　月　　日付けで申請のあった　　については、下記のとおり不適合としたので通知します。

年　　月　　日

福岡市長　　印

記

理由

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第６号

火薬類 製造／販売 営業廃止届出書

年　月　日

(宛先)福岡市長

届出者

住　所　（電話　）

会社名

代表者氏名

製造所又は販売所の所在地（電話）	
許可年月日及び番号	年　月　日　第　号
製造又は販売する火薬類の種類	
廃止年月日	年　月　日
廃止の内容	
廃止の理由	
残火薬類の措置	
備考	
※受付欄	※経過欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　※印の欄は記入しないでください。

様式第７号

火薬庫用途廃止届出書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

届出者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

火薬庫の所在地(電話)	
許可年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
火薬庫の種類及び棟数	
廃止年月日	年　　月　　日
廃止の理由	
残火薬類の措置	
備　　考	
※　受付欄	※　経　過　欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　※印の欄は記入しないでください。

様式第８号

火薬類 製造／取扱 保安責任者等選任(解任)届出書

年　月　日

(宛先)福岡市長

届出者

住　所　（電話　）

会社名

代表者氏名

許可の別		製造　火薬庫の設置　消費		
製造所若しくは火薬庫の所在地又は消費場所				
許可年月日及び番号		年　月　日　第　号		
選任	氏名	(正)	(代理者)	(副)
	免状種別及び番号	種　号	種　号	種　号
	交付都道府県			
	選任年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
解任	氏名	(正)	(代理者)	(副)
	免状種別及び番号	種　号	種　号	種　号
	交付都道府県			
	解任年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
※受付欄		※経過欄		

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　許可の別の欄については、該当するものを○で囲んでください。

4　免状の写しを添付してください。

5　※印のは記入しないでください。

様式第９号

特定施設
火薬庫　使用休止届出書

<table>
<tr><td colspan="2">年　月　日
(宛先)福岡市長
届出者
住　所　（電話　）
会社名
代表者氏名</td></tr>
<tr><td>特定施設又は火薬庫の
所在地（電話）</td><td></td></tr>
<tr><td>許可年月日及び番号</td><td>年　月　日　第　号</td></tr>
<tr><td>休止の期間</td><td>年　月　日から　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>休止の理由</td><td></td></tr>
<tr><td>備　考</td><td></td></tr>
<tr><td>※受付欄</td><td>※経過欄</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　※印の欄は記入しないでください。

様式第10号

定期自主検査計画(変更)届出書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

届出者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者名

製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
許可年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
製造所又は火薬庫の種類及び棟数	
検査の実施予定日	
検査を指揮監督する保安責任者氏名	
変更の場合はその内容	
備考	
※受付欄	※経過欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　検査項目に関する書類を添付してください。

4　※印の欄は記入しないでください。

様式第11号

許可申請書等記載事項変更届出書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

届出者

住　　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

許　可　の　別	火薬庫の設置　　輸入　　消費　　廃棄
施設等の所在地	
許可年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
変　更　年　月　日	年　　月　　日
変　更　の　内　容	
変　更　の　理　由	
備　　考	
※　受　付　欄	※　経　　過　　欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　許可の別の欄については、該当するものを○で囲んでください。

4　※印の欄は記入しないでください。

様式第12号

火薬類所有権取得届出書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

届出者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

取得した火薬類の種類及び数量	
前所有者の住所及び氏名	
取得年月日	年　　月　　日
取得の理由	相続　　遺贈　　法人の合併　　法人の分割
備考	
※受付欄	※経過欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　取得の理由の欄については、該当するものを○で囲んでください。

4　※印の欄は記入しないでください。

様式第13号

定期自主検査終了報告書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

報告者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
許可年月日及び番号	年　　月　　日　第　　号
製造所又は火薬庫の種類及び棟数	
検査実施年月日	年　　月　　日
検査の結果	
補正又は補修事項	
検査指揮監督保安責任者氏名	
検査実施者氏名	
※受付欄	※経過欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　定期自主検査の結果に関する書類を添付してください。

4　※印の欄は記入しないでください。

様式第14号

火薬類安定度試験結果報告書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

報告者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

製造又は輸入年月日	年　　月　　日
火薬類の種類及び数量	
試験実施年月日	年　　月　　日
試　験　方　法	
試　験　成　績	
試験実施者氏名	
備　　考	
※　受　付　欄	※　経　過　欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　※印の欄は記入しないでください。

様式第15号

火薬類製造報告書(　　年度分)

年　月　日

(宛先)福岡市長

報告者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

製造所の所在地(電話)	
許可年月日及び番号	年　月　日　第　号
火薬類の種類	数量
備考	
※受付欄	※経過欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　年度終了後30日以内に報告してください。

4　※印の欄は記入しないでください。

様式第16号

許可申請書等記載事項変更報告書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

報告者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

許　可　の　別	製造　　販売　　火薬庫の設置
施設等の所在地	
許可年月日及び番号	年　　月　　日　第　　号
変　更　年　月　日	年　　月　　日
変　更　の　内　容	
変　更　の　理　由	
備　　考	
※　受　付　欄	※　経　過　欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　許可の別の欄については、該当するものを○で囲んでください。

4　※印の欄は記入しないでください。

様式第17号

火薬類販売報告書(　　年度分)

年　月　日

(宛先)福岡市長

報告者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

販売所の所在地(電話)				
許可年月日及び番号	年　月　日　第　号			
火薬類の種類	前年度繰越数量	受入数量	販売数量	年度末数量
備考				
※受付欄	※経過欄			

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　年度終了後30日以内に報告してください。

4　※印の欄は記入しないでください。

様式第 18 号

火薬類出納報告書(　　年度分)

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

報告者

住　所　　(　電話　　)

会社名

代表者氏名

火薬庫の所在地(電話)				
許可年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号			
火薬類の種類	前年度末在庫数量	入庫数量	出庫数量	年度末在庫数量
備　　考				
※　受　付　欄	※　経　過　欄			

備考

1　この用紙の大きさは，日本産業規格 A 列 4 番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　年度終了後 30 日以内に報告してください。

4　※印の欄は記入しないでください。

様式第19号

火薬類消費報告書(　　年度分)

年　月　日

(宛先)福岡市長

報告者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

消費の場所				
許可年月日及び番号	年　月　日　第　号			
火薬類の種類	前年度繰越数量	受入数量	消費数量	年度末数量
備考				
※受付欄	※経過欄			

備考

1　この用紙の大きさは，日本産業規格A列4番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　年度終了後30日以内に報告してください。

4　※印の欄は記入しないでください。

様式第 20 号

火薬庫外貯蔵場所指示申請書

年　月　日 (宛先)福岡市長 申請者 住　所　（電話　） 会社名 代表者氏名	
火薬庫外貯蔵場所の所在地（電話）	
貯蔵する者等の区分	火薬類取締法施行規則第 15 条第 1 項の表貯蔵する者等の区分 （　）
貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量	
貯蔵の目的	
備考	
※受付欄	※経過欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　庫外貯蔵場所付近見取図、保管庫構造図、警報装置等の資料を添付してください。

4　※印の欄は記入しないでください。

様式第21号

火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更届出書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

届出者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

火薬庫外貯蔵場所の所在地(電話)	
指示年月日及び番号	年　　月　　日　第　　号
変更年月日	年　　月　　日
変更の内容	
変更の理由	
備考	
※受付欄	※経過欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　※印の欄は記入しないでください。

様式第22号

火薬庫外貯蔵場所廃止届出書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

届出者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

火薬庫外貯蔵場所の所在地(電話)	
指示年月日及び番号	年　　月　　日　第　　号
廃止年月日	年　　月　　日
廃止の理由	
残火薬類の措置	
備考	
※受付欄	※経過欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　※印の欄は記入しないでください。

様式第 23 号

（文書番号）

保安教育計画を定めるべき者の指定書

住　　所

氏　　名　　様

火薬類取締法第 29 条第 4 項の規定により、保安教育計画を定めるべき者として、下記のとおり指定します。

年　　月　　日

福岡市長　　㊞

記

1　消費許可年月日及び許可番号
年　　月　　日　第　　号

2　消費の場所

3　指定の理由

4　指定の有効期間
年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

5　保安教育計画の認可を受けるべき期限
年　　月　　日

教示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第24号

保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

申請者

住　所　　（電話　　）

会社名

代表者氏名

指定年月日及び番号	年　　月　　日　第　　号
指定の有効期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
消費の場所	
消費許可年月日及び番号	年　　月　　日　第　　号
許可を受けた火薬類の種類及び数量	
取消しを受けようとする理由	
備考	
※受付欄	※経過欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　※印の欄は記入しないでください。

様式第 25 号

（文書番号）

保安教育計画を定めるべき者の指定取消通知書

住　　所

氏　　名　　様

保安教育計画を定めるべき者の指定については、火薬類取締法施行規則第 67 条の 7 第 3 項の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。

年　　月　　日

福岡市長　　㊞

記

理由

様式第 26 号

許可等申請取下届出書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

届出者

住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

申請を取り下げる許可等の別	
受付年月日及び番号	年　　月　　日　第　　号
取下げの理由	
その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　※印の欄は記入しないでください。

２　様式

(1) 意見照会	第 1 号様式
(2) 通報	第 2 号様式
(3) 意見聴取の取下げについて	第 3 号様式
(4) 不発煙火回収報告書	第 4 号様式
(5) 事業計画書	第 5 号様式
(6) 保安教育計画	第 6 号様式
(7) 申請許可印	第 7 号様式
(8) 申請認可印	第 8 号様式
(9) 火薬庫外貯蔵場所指示印	第 9 号様式
(10) 基準適合印	第 10 号様式
(11) 指定取消印	第 11 号様式
(12) ○○書の許可条件について	第 12 号様式
(13) 火薬類関係受領（送付）書	第 13 号様式

第１号様式

（公印省略）
（文書番号）
年　月　日

福岡県公安委員会　様
（　　警察署）

福　岡　市　長
（消防局予防部指導課）

火薬類取締法第52条第１項に基づく福岡県公安委員会への意見聴取について（照会）

みだしのことにつきましては、下記の者から別添のとおり　の提出がありましたので、火薬類取締法第52条第１項の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

１　申請者

２　住所

３　申請内容

第２号様式

（公印省略）
（文書番号）
年　　月　　日

様

福　　岡　　市　　長
（消防局予防部指導課）

火薬類取締法第52条第２項の規定に基づく通報について

みだしのことにつきましては、火薬類取締法第　条第　項の規定による処分をしましたので、同法第52条第２項の規定に基づき、別添のとおり通報します。

第 3 号様式

（ 公 印 省 略 ）
（ 文 書 番 号 ）
年　　月　　日

福岡県公安委員会　様
（　　警　察　署　）

福　　岡　　市　　長
（消防局予防部指導課）

火薬類取締法第 52 条第 1 項に基づく福岡県公安委員会への
意見聴取の取下げについて（通知）

みだしのことにつきましては、　年　月　日付消指第　号により、火薬類の　に対する、福岡県公安委員会の意見について照会しているところですが、申請者からの火薬類許可申請書等取下届出書の提出に伴い、当該意見の照会を取下げることとなりましたので通知します。

記

1　申請者

2　住所

3　届出内容

第４号様式

不発煙火回収報告書

年　　月　　日

（宛先）福岡市長

報告者

住　所　　（電話　　）

会社名

代表者氏名

大 会 名 称	
回 収 指 揮 者	
回 収 延 人 数	
回収終了日時	
回 収 数 合 計	
回 収 物 の 内訳及び種類	
処 分 方 法	
備　　考	
※ 受 付 印	※ 経　過　欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　回収作業終了後、７日以内に報告してください。

4　※印の欄は、記入しないでください。

第５号様式

事業計画書

１　販売の目的

２　主な仕入先

３　主な販売先

※　販売する火薬類を取り扱うことなく、特定の火薬類を特定の納入先の火薬庫へ直接納入する場合は、火薬類の種類ごとに納入先の名称及び住所も記入すること。

４　販売する火薬類の種類及び最大貯蔵量

品名　＿＿＿＿＿＿（最大貯蔵量＿＿＿＿ｋｇ）

５　貯蔵施設

(1) 貯蔵施設の位置

所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（別紙見取図のとおり）

(2) 貯蔵施設の区分

・火薬庫　種類（＿＿＿＿＿）棟数（＿＿＿＿＿）

・火薬庫外貯蔵場所

火薬類取締法施行規則第15条第１項の表（＿＿＿＿＿）

(3) 貯蔵施設の構造

別紙保管庫構造図のとおり

(4) 警戒方法　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６　販売責任者の氏名等

氏名（年齢）	職場の地位	免状の有無
（　　歳）		有（　　種取扱）・無

第 6 号様式

年　　月　　日　作成

保　安　教　育　計　画

（　販　売　業　者　用　）

代表者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（目的）

第１条　この計画は、火薬類取締法（以下「法」という。）第 29 条第１項に基づき、（　　）の保安教育計画を定め、従業者に法を理解させるとともに、火薬類の保安管理上必要な知識及び技術基準を取得させることをもって、火薬類に関する事故を防ぐことを目的とする。

（保安教育の内容等）

第２条　一般従業者に施す保安教育の内容は次の各号に掲げるものとする。

(1)　保安意識の高揚に関すること。

(2)　盗難予防その他火薬類の管理に関すること。

(3)　火薬類の一般の性質の大要に関すること。

(4)　火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。

(5)　火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。

(6)　危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。

(7)　販売営業の許可を受けている火薬類の性質の詳細に関すること。

(8)　販売台帳又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。

(9)　上記以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。

(10) 上記以外の火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに附随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。

２　取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱い保安責任者の代理者（以下「取扱保安責任者等」という。）に施す保安教育計画の内容は前項の規定によるほか、次の各号に掲げるものとする。

(1)　薬類取締に関する法令に関すること。

(2)　火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること。

３　保安教育は（　　）月と（　　）月に実施する

（保安教育を行う者）

第３条　前条第１項に規定する保安教育は、取扱保安責任者その他火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに附随する取扱いに係る保安について十分な知識及び経験を有する者に行わせなければならない。

２　前条第２項に規定する保安教育は、製造保安責任者その他火薬類取締に関する保安管理技術について十分な知識及び経験を有する者に行わせなければならない。

（保安教育の実施時期）

第４条　第２条第１項に規定する保安教育は、従業者が保安意識を高め、必要な知識を習得することができるように適当な期間をおいて反復して行わなければならない。

２　第２条第２項に規定する保安教育は、取扱保安責任者等が保安に関する知識の水準を維持向上することができるように、教育効果を十分にあげられるような適当な時間を確保して行うとともに、適当な期間をおいて反復して行わなければならない。

3　未熟練従業者に対しては第１項の規定によるほか、当該従業者が火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに附随する取扱いに従事する前に保安教育を施すとともに機会があるごとにその場で指導する。

第 7 号様式

申請許可印



第 8 号様式

申請認可印



第 9 号様式

火薬庫外貯蔵場所指示印



第 10 号様式

基準適合印



第 11 号様式

指定取消印



第 12 号様式

○○書の許可条件について

年　　月　　日付け火指令第　号については、下記の事項を条件とする。

記

1

2

3

福岡市消防局予防部指導課保安係

第 13 号様式

火薬類関係受領（送付）書

指令番号	火指令第　　号	処理者	
受領（送付）年月日	年　　月　　日		
会社名 氏　名			